

ひとりひとりが新型コロナウイルスの感染予防に努めましょう

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月28日感染症法に基づく「指定感染症」に指定され、その後、国全体での感染症対策が取り組まれています。この新型コロナウイルス感染症は、世界的に感染が広がり、感染状況は日々変化していますが、その一方で、ウイルスが特定され、感染状況への調査が進み、感染対策についても変化しています。国は、国民一人ひとりの一般的な感染症予防が、新型コロナウイルス予防に有効であることを示していますので、紹介します。

(3月17日時点)

ドアノブや電車のつり革などさまざまなものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。

- こまめに手洗いをしましょう
- 咳やくしゃみには咳エチケットを実施しましょう
- できるだけ人込みの多い場所は避けましょう
- 発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休みましょう
- 十分な睡眠を心がけましょう



3つの咳エチケット

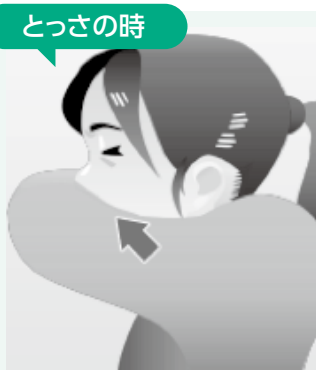
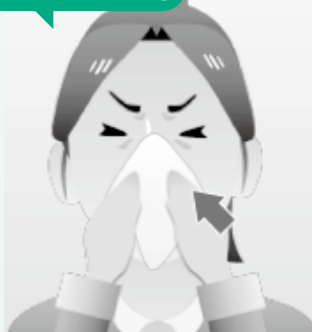
電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



※厚生労働省HPより抜粋



マスクがない時



とっさの時

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

鼻から顎までを覆い隙間がないようにつけましょう。

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

ティッシュは使ったらすぐにゴミ箱に捨てましょう。ハンカチはなるべく早く洗いましょう。

袖で口・鼻を覆う

マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時は、袖や上着の内側で口・鼻を覆いましょう。

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な質問・相談

- ・愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 感染症グループ ☎052-954-6272
午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日も実施)
- ・衣浦東部保健所【一般相談窓口】 ☎21-4797 午前9時～午後5時(平日のみ)

次の相談対象者に
該当の方は
医療機関を受診する前に
帰国者・接触者
相談センターへ
問い合わせてください。

- ①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方
※解熱剤を飲み続けなければならない方も同様
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- ③高齢者や基礎疾患などのある方は、①または②の状態が2日程度続く場合
・衣浦東部保健所【帰国者・接触者相談センター専用番号】 ☎22-1699
※所管区域(碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市)
開設時間 午前9時～午後5時(平日)
※夜間、土・日曜日、祝日はオンコール(24時間)体制